

コロナに負けるな！木城町福祉施設等感染症拡大防止対策支援事業費
補助金交付要綱

(令和 2 年 1 2 月 2 1 日)
(福 祉 保 健 課)

(趣旨)

第 1 条 町長は、感染症対策を徹底しつつ福祉サービスを継続的に提供するための支援及び感染症拡大防止対策に必要な物資の確保や環境整備の取組について支援するための補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和 4 8 年木城町規則第 2 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、別表 1 のとおりとし、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 木城町に所在する対象事業所を経営していること。
- (2) 申請日の属する月の初日から起算して、過去 1 年間において、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働災害補償保険法、雇用保険法の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと。
- (3) 労働保険に加入し、保険料を滞納していないこと。
- (4) 税金及び使用料を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) マスクや消毒液等の衛生用品の購入
- (2) 感染症拡大防止対策のための物品購入
- (3) 職員が感染症拡大防止対策のために勤務時間外に行った業務の超過勤務手当
- (4) 施設・事業者の感染拡大防止対策として日常生活においての必要物品
- (5) その他、感染症拡大防止対策を徹底するために必要な経費

(補助額等)

第 4 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる補助額等は、別表 1 のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方税消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 申請者は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の申請書及び交付決定通知書の写し（令和2年度申請分）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 この補助金は精算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、補助事業実績報告書に次の関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第2号）
 - (2) 収支精算書
 - (3) 請求書の写し
 - (4) 領収書の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地

方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第3号により速やかに報告し、町長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全額又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度の予算に係るコロナに負けるな！木城町福祉施設等感染症拡大防止対策支援事業費補助金から適用する。

（令和2年4月1日分まで遡って適用）

別表1

| No. | 補助対象事業者 | 補助上限額 | 補助率 |
|-----|----------------------|--------------|-------|
| 1 | 通所介護事業所 | 200,000円/事業所 | 10/10 |
| 2 | 短期入所生活介護事業所(定員10人以上) | 200,000円/事業所 | |
| 3 | 訪問介護事業所 | 100,000円/事業所 | |
| 4 | 訪問看護事業所 | 100,000円/事業所 | |
| 5 | 居宅介護支援事業所 | 100,000円/事業所 | |
| 6 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 300,000円/事業所 | |
| 7 | 介護老人福祉施設 | 500,000円/事業所 | |
| 8 | 地域密着型介護老人福祉施設 | 500,000円/事業所 | |
| 9 | 認知症対応型共同生活介護事業所 | 300,000円/事業所 | |
| 10 | 有料老人ホーム(定員10人以上) | 200,000円/事業所 | |
| 11 | 有料老人ホーム(定員 9人以下) | 100,000円/事業所 | |
| 12 | 障害者支援施設 | 500,000円/事業所 | |
| 13 | 児童養護施設 | 200,000円/事業所 | |
| 14 | 障害者就労支援事業所 | 100,000円/事業所 | |
| 15 | 児童発達支援事業所 | 100,000円/事業所 | |
| 16 | 日中一時支援事業所 | 100,000円/事業所 | |
| 17 | 相談支援事業所 | 100,000円/事業所 | |

(注1) 国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」の助成を受けた経費と重複しないこと。

(注2) 事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注3) 1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。